

新居浜市上下水道局私道内公共下水道污水管布設要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、排水設備の整備及び水洗便所の普及促進を図るため、新居浜市上下水道局（以下「局」という。）が予算の範囲内で私道内に公共下水道污水管（以下「污水管」という。）を布設することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする私道)

第2条 この要綱の規定の対象となる私道は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、管理者が公益上特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 公共下水道事業計画区域内にあり、かつ、局が管理する污水管を布設している公道に接続していること。
- (2) 現地踏査の結果、污水管の布設が可能であると確認できること。

2 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により新たに設置された私道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により新たに位置の指定を受けた私道には、この要綱の規定は適用しない。

(布設の要件)

第3条 私道内に污水管を布設する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、管理者が公益上特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 私道敷地の所有者その他の権利者（以下「関係者」という。）全員が、污水管の布設を承諾していること。
- (2) 汚水を排除する戸数が2戸以上で、かつ、その建物及び土地の所有者が複数であること。
- (3) 污水管布設工事完了後速やかに、水洗便所への改造（くみ取便所、し尿浄化槽の廃止等）を含む排水設備の設置を行うことが明らかであること。
- (4) 布設を申請しようとする者が、市税を滞納していないこと。

(申請)

第4条 布設を申請しようとする者は、代表者を定めて、私道内公共下水道污水管布設申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(通知)

第5条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、設置の可否を決定し、私道内公共下水道污水管布設可（否）決定通知書（第6号様式）により申請代表者に通知する。

(変更手続)

第6条 污水管の使用者及び関係者が、自己の事情等で污水管の布設替え又は廃止を希望する場合は、代表者を定めて私道内公共下水道污水管変更（廃止）承認申請書（第7号

様式) に関係書類を添えて管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた関係者は、布設替え又は廃止に要する工事費用等を負担しなければならない。

(完成後の所有権)

第7条 この要綱に基づき布設した污水管の所有権は、局に帰属するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。